

# 「福祉有償運送」の手引き

岡 山 県

〈令和5年2月改訂〉

※この手引きは、特定非営利活動法人等が行う福祉有償運送（市町村が行うものを除く）について示したものです。

## 目 次

I	福祉有償運送とは	1
II	福祉有償運送の登録要件	1
III	福祉有償運送の新規登録申請について	5
IV	福祉有償運送の開始等について	6
V	申請内容の変更等について	8
VI	更新登録の申請について	10
	福祉有償運送の対価（例示）	11
	提出書類・様式等	
1	提出書類一覧表	14
2	様式一覧	18
3	地区福祉有償運送運営協議会管内市町村一覧表	74
4	その他参考資料	75

## I 福祉有償運送とは

福祉有償運送は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 78 条第 2 号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 49 条第 2 号に定められており、移動に制約のある者に対して、タクシー等の公共交通機関では十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、市町村又は特定非営利活動法人等が福祉車両等を使用して営利を目的とせず、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービス（乗降介助を含む）を行うことをいいます。

福祉有償運送を行うには、利用者の居住する市町村から書面により移動に制約のある者の移送について依頼を受け、県知事又は市町村長が主宰する地区福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）の合意を得た後、岡山県の登録を受ける必要があります。

なお、国土交通省（岡山運輸支局）が所管していた福祉有償運送の事務・権限については、平成 28 年 4 月に岡山県に移譲されました。岡山県における登録等の手続きを行う担当課は、県民生活部県民生活交通課（以下「岡山県担当課」という。）となっています。

## II 福祉有償運送の登録要件

福祉有償運送の登録を得るには、登録要件全てを満たす必要があります。

### 1 運送主体（福祉有償運送の登録申請者）

営利を目的としない次の法人・団体に限られています。

- (1) NPO法人
- (2) 一般社団法人又は一般財団法人
- (3) 地縁団体（地方自治法における認可団体に限る）
- (4) 農業協同組合
- (5) 消費生活協同組合
- (6) 医療法人
- (7) 社会福祉法人
- (8) 商工会議所
- (9) 商工会
- (10) 労働者協同組合
- (11) 営利を目的としない法人格を有しない社団（代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法第 79 条の 4 第 1 項第 1 号～3 号のいずれにも該当しない者であること）

※バス・タクシー事業者が運行管理や車両整備管理に協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送」や、実際の運行を事業者に委託することもできます。

### 2 運送の区域

運送の区域は、原則、運営協議会を管轄する市町村のうち協議により定められた区域となります。行き先等に制限はありませんが、発地（乗車する場所）又は着地（降車する場所）のいずれかが運送の区域内であることが必要です。

### 3 運送の対象

他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難であるとして、福祉有償運送を行う法人・団体から利用登録された次に掲げる者及びその付添人である場合。

- イ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する「身体障害者」
- ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条に規定する「精神障害者」
- ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条第 4 号に規定する「知的障害者」
- ニ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する「要介護認定を受けている者」
- ホ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 2 項に規定する「要支援認定を受けている者」
- ヘ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 62 の 4 第 2 号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
- ト その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析・肝機能障害などを含む）、知的障害、精神障害その他の障害を有する者（自閉症、学習障害などの発達障害を含む）

### 4 使用車両

#### (1) 福祉車両（以下の 2 種類 4 タイプ）

##### ①車いす・ストレッチャーのままで乗降できる装置を設けた車両



リフト



スロープ

##### ②乗降を容易にするための装置を設けた車両



リフトアップシート



回転シート

#### (2) 乗車定員が 11 人未満の自動車（セダン型車両）

使用に当たっては、運営協議会が定める取扱い等に留意してください。使用車両は、運送主体が使用権原を有していることが必要です。使用権原を有している車両とは、次のものをいいます。

- ①車検証の使用者の欄に運送主体である法人名が記載されているもの
- ②貸借契約を締結した書面（使用車両を明示のこと）又は使用承諾書が作成されているもの

## 留意事項

①使用車両には、自動車の両側面に次の事項を表示しなければなりません。

- |                |   |                                |
|----------------|---|--------------------------------|
| イ) 登録を受けた法人の名称 | } | 文字の大きさは<br>縦横それぞれ5センチメートル以上です。 |
| ロ) 「有償運送車両」の文字 |   |                                |
| ハ) 登録番号        |   |                                |

②貸借契約書には、有償運送の管理運営、事故発生、苦情等について、責任の所在が運送主体にあることを明示すること。

③貸借契約を締結した車両を使用する際には、利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先を明瞭に表示すること。

## 5 運転者

次に該当する運転免許等が必要です。

### (1) 福祉車両

①普通第2種免許

②普通第1種免許

※普通第1種免許の場合は、国土交通大臣が認定する「福祉有償運送運転者講習」又は(社)全国乗用自動車連合会等が実施する「ケア輸送サービス従事者研修」を修了した者であること。ただし、岡山県担当課への申請から遡って2年間に運転免許停止処分を受けていないこと。

### (2) セダン型車両

福祉車両の①又は②の要件に加え、次のいずれかの要件を備える運転手、又は次のいずれかの要件を備える者を乗務させる必要があります。

①介護福祉士の登録者

②国土交通大臣が認定する「セダン等運転者講習」を修了した者又は国土交通大臣が認める要件を備えている者

③(社)全国乗用自動車連合会等が実施する「ケア輸送サービス従事者研修」を修了した者

④介護員養成研修を修了し、その旨の証明書の交付を受けた者

## 6 損害賠償措置

次の基準に適合する任意保険（共済を含む）の契約が必要です。

また、登録中は①から⑥までを常に維持しなければなりません。

① 対人賠償の限度額が1人につき8,000万円以上

② 対物賠償の限度額が1事故につき200万円以上

③ 運送主体の法令違反が原因の事故について、補償が免責となっていないこと

④ 保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと

⑤ すべての福祉有償運送自動車について契約を締結すること

⑥ 持ち込み車両であっても運送主体が保険契約者となっていること。もしくは、持ち込み者が契約する保険等が、福祉有償運送に対応するものであることや、常に契約されていることを、運送主体の責任において確実に把握できること。

## 7 運送の対価（料金）

運送の対価（料金）は、タクシーの上限運賃の概ね2分の1の範囲内を目安に、運送主体が福祉有償運送の対価（例示）を参考に設定してください。

『福祉有償の運送対価設定の考え方』

運送対価の設定については、以下のとおりとしています。

- ・ 距離制運賃（乗車から降車地点の利用距離による）
- ・ 時間制運賃（運送開始（出庫）から終了（利用者が下車）までの実拘束時間による）
- ・ 待料金

ただし、待料金は、距離制運賃による運送（例1）の場合、利用者の要求により待機時間が発生した場合のみ適用となります。時間制運賃による運送（例2）の場合、待機時間が発生してもその待機時間と待ち時間は重複するため、待料金を適用することはできません。

（例1）距離制による運賃

- ①利用者宅 → 目的地 （利用者宅から目的地までの距離による運賃）
- ② 目的地 → 利用者宅 （目的地から利用者宅までの距離による運賃）
- ③利用者宅 → 目的地 → 利用者宅  
（利用者宅から目的地を経由して利用者宅までの距離による運賃）

（例2）時間制による運賃

- ①利用者宅 → 目的地 → 利用者宅  
（運送開始（出庫）から運送終了（利用者が下車）までの連続した時間による運賃）

## 8 管理運営体制

毎日の運行管理、整備管理の責任者（運行管理責任者が、やむを得ず不在となる場合がある場合は、代行者を設定）、事故防止についての教育及び指導体制、事故発生時の連絡体制、苦情処理体制等を定めてください。

車両を5台以上保有する場合（特定事業所）は、運行管理の責任者は次のいずれかの要件を備える必要があります。また、運行管理に関する講習を定期的に受けてください。

- ① 旅客運行管理者の資格を有する者
- ② 旅客運行管理者基礎講習修了者
- ③ 安全運転管理者の資格要件を具備する者

特定事務所においては、運行に関する計画の作成、長距離運転又は夜間運転の場合の交替運転者の配置、異常気象時等の安全確保の措置、運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認・記録等を行わなければなりません。

特定事務所においては、アルコール検知器を常時有効に保持し、運転者に対する酒気帯びの有無の確認の際にアルコール検知器を使用しなければならない。（アルコール検知器不足のため、当分の間は適用しない。）

## 9 欠格事由

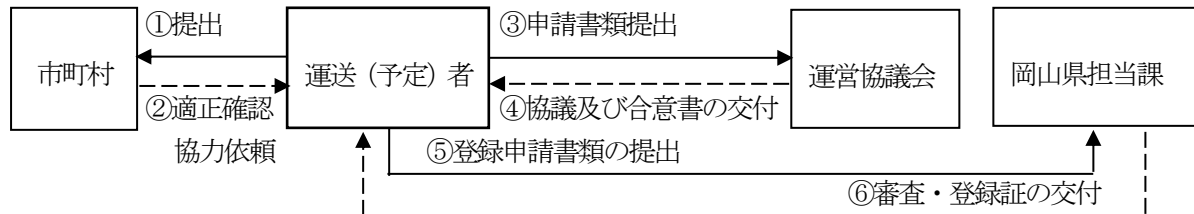
法人の役員全員が、法第79条の4第1項第1号から第4号までの欠格事由に該当していないことが必要です。

また、営利を目的としない法人格を有しない社団の場合は代表者が法第79条の4第1項第1号から第3号のいずれにも該当しない者であることが必要です。

### Ⅲ 福祉有償運送の新規登録申請について

福祉有償運送の登録については、運営協議会へ相談を行ってください。運送主体は、運営協議会の協議が調った後に、岡山県担当課に登録申請を行います。登録申請には、申請手数料（1万5千円）が岡山県収入証紙で必要になります。

#### 1 登録申請手順



- ①運送を予定している市町村に旅客名簿等【参考様式第八号①②】を提出する。  
住民票と居住地が異なる場合実際の居住地の市町村から依頼を受ける必要があります。
- ②市町村長から協力依頼の書面を受ける。
- ③運営協議会に書類を提出する。その後、運営協議会に出席し運行計画について説明する。  
運行計画の修正を求められた場合は、修正し再提出する。
- ④運営協議会で合意後、協議が調ったことを証する書類（以下、「合意書」という。）の交付を受ける。
- ⑤岡山県担当課に登録申請する。
- ⑥岡山県担当課から福祉有償運送の登録証の交付を受ける。（有効期間2年）

#### 2 提出書類

提出書類一覧表を参照し、運営協議会及び岡山県担当課に書類を提出してください。

##### (1) 運営協議会

###### ①岡山県担当課提出書類(写)

申請要件が調っているかどうかを確認するための資料となります。

###### ②運営協議会提出書類

運営協議会では、福祉有償運送実施計画書をもとに意見集約が行われます。

###### 【提出先】

予定している運送区域を管轄する運営協議会

※複数の区域の運送を予定している法人は留意してください。

###### 【受付期間】

運営協議会の協議申込み受付期間（詳しくは、運営協議会にお問い合わせください。）

##### (2) 岡山県担当課

###### ①岡山県担当課提出書類

###### 【提出先】

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県県民生活部県民生活交通課（郵送可）

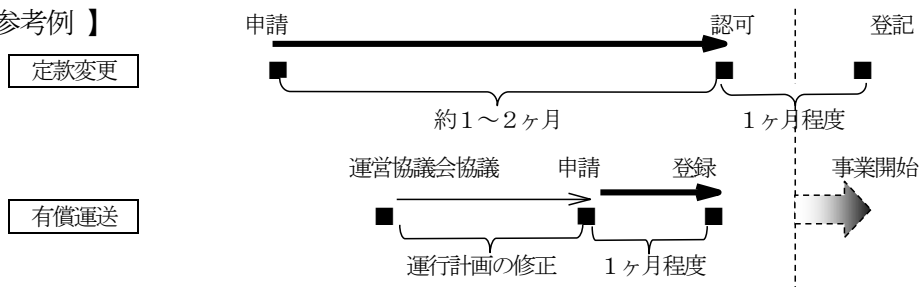
※申請手続きを行う担当者の連絡先（TEL, FAX, E-mail 等）を同封してください。

## IV 福祉有償運送の開始等について

### 1 開始時期

有償運送の開始は、法人の定款変更完了後となります。定款変更の審査期間中に登録申請を行うことは可能です。

【参考例】



### 2 有償運送開始(廃止)届、廃止届出書

#### (1) 開始するとき

有償運送の登録後、運行開始日が確定したら、依頼書を受けた市町村に【県様式5】を、運営協議会に【県様式6】を提出してください。

#### (2) 廃止するとき

有償運送開始後、事業を廃止する場合は、廃止の前に依頼書を受けた市町村に【県様式5】を、運営協議会に【県様式6】を、また、廃止後は岡山県担当課に【県様式12】を提出してください。

### 3 台帳の管理等

(1) 事業開始前に、次の台帳を作成し管理してください。

- ①自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧【参考様式第イ号】
- ②自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧【参考様式第ロ号】
- ③運転者台帳【参考様式第ハ号】
- ④旅客名簿等【参考様式第ハ号①②】

(2) 運転者証【参考様式第ト号】を作成し、運行する車両のダッシュボード付近など、旅客に見やすいように掲示してください。

(3) 運送の対価(料金)が利用者に分かるよう、当該運送を実施する事務所及び車両内に提示、又は対価(料金)表等を用いて説明してください。

(4) 運行時には、次の書類に記録をつけてください。

- |                           |                         |
|---------------------------|-------------------------|
| ①乗務記録【参考様式第ホ号】            | } 日々の運行ごとに記録してください。     |
| ②安全な運転のための確認表【参考様式第二号】    |                         |
| ③安全な運転のための確認表・車両点検表【参考資料】 |                         |
| ④事故の記録【参考様式第チ号】           | } 事故・苦情が発生した際に記録してください。 |
| ⑤苦情処理簿【参考様式第リ号】           |                         |

※死者又は重傷者を生じた自動車事故があった場合などは、岡山県担当課へ速報の上、発生した日から30日以内の報告が必要となります。



#### 4 利用者の追加登録方法

有償運送の登録を得た後、利用者の追加登録を行う場合は、運送の対象要件に該当しているかどうかの判断を各運営主体が行い、要件に該当する場合は、旅客名簿等【参考様式 第八号①②】に記載し、その後運行を開始してください。（運営協議会によっては、審査会を実施していますので、開始時に確認してください。）

追加登録を行った場合は、依頼を受けた市町村に旅客名簿等【参考様式 第八号①②】（写）を提出してください。

#### 5 運行報告

運行開始後は、次の報告書を提出してください。

##### (1) 運営協議会への報告

###### ①提出書類

福祉有償運送報告書 【県様式7の1・2】 1部

※半期毎（上半期4～9月、下半期10～3月）に提出してください。

###### ②提出先

運営協議会

###### ③提出期限

運営協議会の定める日まで（運営協議会によって異なります。）

##### (2) 岡山県担当課への報告

###### ①提出書類

自家用有償旅客運送輸送実績報告書 【第6号様式（第2条の2関係）】 1部

###### ②提出先

岡山県県民生活部県民生活交通課

（E-mail : kotsuseisaku@pref.okayama.lg.jp 又は FAX : 086-232-5354）

###### ③提出期限

5月末日

#### 6 安全運行に関する研修等

運転者の安全意識を高め、事故防止に努めてください。

※運送主体の自主的な研修を行う際には、次のような研修等を参考としてください。

##### (1) 運転者の適性診断

一般診断：運転上のくせを明らかにするもの

実施機関：独立行政法人 自動車事故対策機構 岡山支所

岡山市北区青江1-22-33 岡山県トラック総合研修会館 TEL 086-232-7053

##### (2) ユニバーサルドライバー研修

研修内容：接遇向上のための研修

実施機関：（一財）全国福祉輸送サービス協会

東京都千代田区九段南4-8-13 TEL 03-3222-0347

## V 申請内容の変更等について

岡山県担当課に申請した内容について変更が生じた場合は、変更の内容に応じ、岡山県担当課、運営協議会へ申請または届出が必要です。変更申請の申請手数料（3千円）については、運送区域（拡大）、運送種別（拡大）の場合のみ、岡山県収入証紙で必要になります。

なお、変更事項によって、書類の提出時期が異なりますので、注意してください。

※更新登録申請の際に、内容等を変更することはできませんので、必ず変更が生じた時に手続きを行ってください。

### 1 岡山県担当課への手続き

(1) 岡山県担当課に申請又は届出が必要な変更事項は下表のとおりです。提出する書類は、提出書類一覧表を参照してください。

変更事項	変更申請 (概ね2ヶ月前)	変更届出 (30日以内)	添付書類
1 事前に申請が必要な変更事項 ① 運送区域（拡大） ② 運送種別（拡大） ③ 運送する旅客の範囲（拡大） ④ 事業者協力型の実施	○		※提出書類一覧表を参照してください。
2 事後に届出が必要な変更事項（軽微な事項） ① 法人・団体の名称・住所 ② 事務所の名称・位置 ③ 代表者の交代・氏名 ④ 運送区域（縮小） ⑤ 運送種別（縮小） ⑥ 使用車両 ⑦ 運送する旅客の範囲（縮小） ⑧ 事業者協力型の協力事業者の氏名、名称又は住所		○	
3 運送の廃止		○	

※ 変更事項1については、あらかじめ運営協議会の合意が必要です。なお、運営協議会では、合意するか否かを判断するため、1ヶ月ほどの日数が掛かります。

※ 運送の廃止については、岡山県担当課への届出の前にその旨を運営協議会へ報告する必要があります。

※ セダン等の追加、複数乗車、対価変更、区域変更などの案件の場合には、運営協議会を開催する必要があります。

詳しくは、岡山県担当課にお問い合わせください。

(2) 届出の書類

- |               |                         |
|---------------|-------------------------|
| ①変更申請（概ね2ヶ月前） | 変更登録の申請書【県様式8、様式第2-3号】  |
| ②変更届出（30日以内）  | 登録事項変更届出書【県様式9、様式第2-4号】 |
| ③廃止届出（30日以内）  | 廃止届出書【県様式12】            |

(3) 提出先

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県県民生活部県民生活交通課（郵送可）

※申請手続きを行う担当者の連絡先（TEL, FAX, E-mail等）を同封してください。

## 2 運営協議会への手続き

1の岡山県担当課への手続きとは別に、次の事項に変更が生じた場合は、事前に運営協議会の合意を得る必要があります。手続きの内容については、運営協議会にお問い合わせください。

(1) 旅客から収受する対価の変更

適切な実費に基づく営利に至らない範囲で定められていることの合意を得る必要があります。

(2) 複数乗車

複数乗車の必要性の確認と、収受する対価について合意を得る必要があります。

(3) セダン等の使用

セダン等を使用する場合には、あらかじめ運営協議会が定める取扱いにしたがった手続きを経る必要があります。

## 3 岡山県担当課に届出の必要のない事項

(1) 旅客から収受する対価の変更

運営協議会で、適切な実費に基づく営利に至らない範囲で定められていることの合意を得てください。

(2) 複数乗車

運営協議会で、複数乗車の必要性の確認と、収受する対価について合意を得てください。

(3) 運転者の追加

運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿【様式第4号】、運転者台帳【参考様式第8号】を作成し、台帳管理を行ってください。

(4) 運行管理体制

自動車の管理運営体制等「運行管理の体制等を記載した書類」【様式第7号】を作成し、運送者で管理してください。

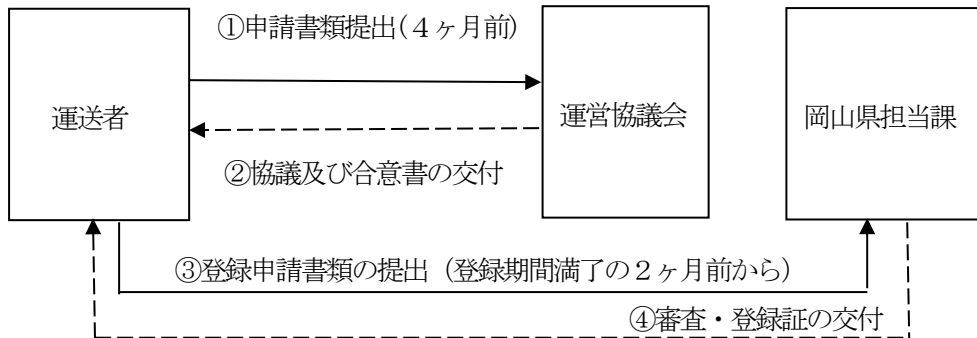
(5) 利用登録者の追加（旅客の範囲が変更となる場合は申請等が必要）

旅客名簿等【参考様式第8号①②】を作成し、運送者で管理してください。依頼を受けた市町村に旅客名簿等【参考様式第8号①②】（写）を提出してください。

## VI 更新登録の申請について

有効期間の更新の登録に当たっては、運営協議会の合意を得ておく必要があります。運営協議会の合意を得られるよう手続きを行ってください。

### 1 更新登録申請手順



### 2 提出書類

提出書類一覧表を参照し、運営協議会及び岡山県担当課に書類を提出してください。

#### (1) 運営協議会

①岡山県担当課提出書類(写)

②運営協議会提出書類

##### 【提出先】

運送区域を管轄する運営協議会

※複数の区域を運送している法人は留意してください。

##### 【受付期間】

受付期間は、有効期間の満了する日の概ね4ヶ月前までです。

合意書の作成には、1ヶ月程度かかりますので、運営協議会への協議の申込みは、余裕を持って、書類を提出してください。

#### (2) 岡山県担当課

①岡山県担当課提出書類

##### 【提出先】

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県県民生活部県民生活交通課（郵送可）

※申請手続きを行う担当者の連絡先（TEL, FAX, E-mail 等）を同封してください。

##### 【受付期間】

受付期間は、有効期間の満了する日の2ヶ月前からです。

審査に1ヶ月程度要するため、余裕を持って、申請書類を提出してください。なお、地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類【様式第2-5号】の添付がない場合は、申請を受理できません。

## 福祉有償運送の対価（例示）

### 距離制運賃

岡山運輸支局

距離	1km	2km	3km	4km	5km
対価	280円以下	410円以下	570円以下	690円以下	850円以下

距離	6km	7km	8km	9km	10km
対価	970円以下	1,130円以下	1,250円以下	1,410円以下	1,530円以下

距離	11km	12km	13km	14km	15km
対価	1,690円以下	1,810円以下	1,970円以下	2,090円以下	2,250円以下

距離	16km	17km	18km	19km	20km
対価	2,370円以下	2,530円以下	2,650円以下	2,810円以下	2,930円以下

距離	21km	22km	23km	24km	25km
対価	3,090円以下	3,210円以下	3,370円以下	3,490円以下	3,650円以下

距離	26km	27km	28km	29km	30km
対価	3,770円以下	3,930円以下	4,050円以下	4,210円以下	4,330円以下

距離	以後、1kmまでを越えるごとに
対価	160円以下加算

※ 対価は、運送する地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内で設定することとなっています。

## 福祉有償運送の対価（例示）

### 時間制運賃

岡山運輸支局

時間	30分まで	1時間まで	1時間30分まで	2時間まで
対価	1,340円以下	2,680円以下	4,020円以下	5,360円以下

時間	2時間30分まで	3時間まで	3時間30分まで	4時間まで
対価	6,700円以下	8,040円以下	9,380円以下	10,720円以下

時間	4時間30分まで	5時間まで	5時間30分まで	6時間まで
対価	12,060円以下	13,400円以下	14,740円以下	16,080円以下

時間	6時間30分まで	7時間まで	7時間30分まで	8時間まで
対価	17,420円以下	18,760円以下	20,100円以下	21,440円以下

時間	以後、1時間ごとに
対価	2,680円以下加算

※ 運送途中で待機する場合も含まれるので、待料金を重複して請求することはできません。

※ 対価は、運送する地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内で設定することとなっています。

## 福祉有償運送の対価（例示）

### 時間制部分（待料金）

岡山運輸支局

時間	5分まで	5分を越え 10分まで	10分を越え 15分まで	15分を越え 20分まで	20分を越え 25分まで
料金	無料	120円以下	240円以下	360円以下	480円以下

時間	25分を越え 30分まで	30分を越え 35分まで	35分を越え 40分まで	40分を越え 45分まで	45分を越え 50分まで
料金	600円以下	720円以下	800円以下	920円以下	1,040円以下

時間	50分を越え 55分まで	55分を越え 60分まで	60分を越え 65分まで	65分を越え 70分まで	70分を越え 75分まで
料金	1,160円以下	1,280円以下	1,400円以下	1,520円以下	1,600円以下

時間	75分を越え 80分まで	80分を越え 85分まで	85分を越え 90分まで	90分を越え 95分まで	95分を越え 100分まで
料金	1,720円以下	1,840円以下	1,960円以下	2,080円以下	2,200円以下

時間	100分を越え 105分まで	105分を越え 110分まで	110分を越え 115分まで	115分を越え 120分まで
料金	2,320円以下	2,400円以下	2,520円以下	2,640円以下

時間	以後、15分を越えるごとに
料金	360円以下加算

※ 時間制の対価との併用はできません。

※ 対価は、運送する地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内で設定することとなっています。

提出書類一覧表

(1)新規登録申請の際に提出する書類一覧

市町村から旅客の移送の依頼を受け、運営協議会に協議申請をし、合意が得られた後に、岡山県担当課に登録申請してください。

書類の種類別	様式番号	市町村提出書類	運営協議会提出書類	岡山県担当課提出書類
移動に制約のある住民の福祉有償運送について(協力依頼書)	県参考3	○		
旅客名簿等	参考様式第八号①②	○	○	写
福祉有償運送の登録に係る協議書面の交付申請について	県様式1		○	
福祉有償運送実施計画書	県様式2		○	写
福祉有償運送に係る職員名簿	県様式3		○	写
福祉有償運送の対価	県様式4		○	写
移動に制約のある住民の福祉有償運送について(依頼)	県参考4(市町村から交付)		○	写
広報資料(利用者向けパンフレット等)			○	写
自家用有償旅客運送の登録の申請書	様式第2-1号		写	○
自家用有償旅客運送登録申請書 証紙貼付書	県参考1			○
定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員名簿 【認可地縁団体、営利を目的としない法人格を有しない社団の場合】 ・団体規約 ・告示事項証明書(認可地縁団体の場合) ・役員名簿(認可地縁団体の場合) ・社団の代表者を定める書類(法人格を有しない社団の場合)			写	○
宣誓書	様式第3号		写	○
地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類	様式第2-5号 (運営協議会から交付)			○
自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類 ・自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧 ・自動車検査証の写 ・契約書又は使用承諾書の写(自動車検査証の使用者欄が申請者と異なる場合)	参考様式第イ号  記入例		写	写
自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧	参考様式第ロ号		写	○
運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿	様式第4号		写	○
運転免許証の写			写	写
道路運送法施行規則第51条16に定める資格を証するもの ・国土交通大臣が認定する「福祉有償運送運転者講習」又は「ケア輸送サービス従事者研修」の修了証  【セダン型車両を導入する場合、以下のいずれかを提出】 ・介護福祉士の登録証 ・国土交通大臣が認定する「セダン等運転者講習」の修了証 ・免許状等の写(国土交通大臣が認める資格・要件等を備えている者) ・ケア輸送サービス従事者研修の修了証 ・介護員養成研修の修了証			写	写
運行管理の責任者 就任承諾書	様式第6号		写	○
運行管理の体制等を記載した書類 (車両を5台以上保有する場合、「Ⅱ 福祉有償運送の登録要件 8 管理運営体制」で示す①～③のいずれかを証する書類を添付)	様式第7号		写	○
旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面 ・任意保険の契約申込書の写又は見積書の写 【上記の提出が困難な場合】 ・宣誓書	様式第8号		写	写

以下、事業者協力型の実施の変更を行う場合に書類を添付してください。

【事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合】				
宣誓書	様式第5号、様式第9号			○



(2) 変更登録申請の際に提出する書類一覧

運営協議会に事前に協議申請をし、合意が得られた後に、岡山県担当課に変更登録申請してください。

書類の種類別	様式番号	市町村提出書類	運営協議会提出書類	岡山県担当課提出書類
移動に制約のある住民の福祉有償運送について(協力依頼書)	県参考3	○		
福祉有償運送の変更登録の申請に係る協議について	県様式8		○	
登録証(原本)			写	○
自家用有償旅客運送の変更登録の申請	様式第2-3号			○
地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類	様式第2-5号 (運営協議会から交付)			○
自家用有償旅客運送登録申請書 証紙貼付書	県参考1			○
任意保険証の写				写
自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類 ・自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧 ・自動車検査証の写 ・契約書又は使用承諾書の写	参考様式第イ号  記入例		写	写
自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧	参考様式第ロ号		写	○
運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿	様式第4号		写	○
運転免許証の写			写	写
道路運送法施行規則第51条16に定める資格を証するもの ・国土交通大臣が認定する「福祉有償運送運転者講習」又は「ケア輸送サービス従事者研修」の修了証  【セダン型車両を導入する場合、以下のいずれかを提出】 ・介護福祉士の登録証 ・国土交通大臣が認定する「セダン等運転者講習」の修了証 ・免許状等の写(国土交通大臣が認める資格・要件等を備えている者) ・ケア輸送サービス従事者研修の修了証 ・介護員養成研修の修了証			写	写
運行管理の責任者 就任承諾書	様式第6号		写	○
運行管理の体制等を記載した書類	様式第7号		写	○
福祉有償運送実施計画書	県様式2		○	写
福祉有償運送に係る職員名簿	県様式3		○	写
移動に制約のある住民の福祉有償運送について(依頼)	県参考4(市町村から交付)		○	写
旅客名簿等	参考様式第八号①②	○	○	写
福祉有償運送の対価	県様式4		○	写
広報資料(利用者向けパンフレット等)			○	写

※運送する旅客の範囲(拡大)のみ変更する場合、次の書類を提出してください。

県参考3、県様式8、様式第2-3号、様式第2-5号、県参考1、県様式2、県参考4、参考様式第八号①②

【事業者協力型の実施の変更を行う場合】

宣誓書	様式第5号、様式第9号			○
-----	-------------	--	--	---

(3) 旅客から收受する対価を変更する際に提出する書類一覧

書類の種類別	様式番号	市町村提出書類	運営協議会提出書類	岡山県担当課提出書類
福祉有償運送の旅客から收受する対価の変更に係る協議について	県様式11		○	
福祉有償運送の対価 ・新旧対価表(変更前、変更後の対価が分かるように作成)	県様式4		○	
広報資料(利用者向けパンフレット等)			○	

(4) 申請内容の変更(軽微な事項)に提出する書類一覧

岡山県担当課と運営協議会に、変更の事実が発生した日から30日以内に届出してください。

書類の種類別	様式番号	市町村提出書類	運営協議会提出書類	岡山県担当課提出書類
福祉有償運送に係る登録事項変更届出について	県様式9		○	
自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書	様式第2-4号		写	○

【法人・団体の名称・住所の変更】

登録証 (原本)			写	○
定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員名簿 【認可地縁団体、営利を目的としない法人格を有しない社団の場合】 ・団体規約 ・告示事項証明書(認可地縁団体の場合) ・役員名簿(認可地縁団体の場合) ・社団の代表者を定める書類(法人格を有しない社団の場合)			写	○

【法人・団体の代表者が交代した場合・氏名の変更】

登録証 (原本)			写	○
定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員名簿 【認可地縁団体、営利を目的としない法人格を有しない社団の場合】 ・団体規約 ・告示事項証明書(認可地縁団体の場合) ・役員名簿(認可地縁団体の場合) ・社団の代表者を定める書類(法人格を有しない社団の場合)			写	○
宣誓書	様式第3号		写	○
登記事項証明書(発行から3か月以内)			写	○

【運送区域、運送種別の縮小】

登録証 (原本)			写	○
----------	--	--	---	---

【使用車両の変更】

自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類 ・自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧	参考様式第1号		写	写
・自動車検査証の写				
・契約書又は使用承諾書の写	記入例			
任意保険証の写			写	写

【運送する旅客の範囲の縮小】

旅客名簿等	参考様式第八号①②		写	写
-------	-----------	--	---	---

【事業者協力型の協力事業者の氏名・名称又は住所の変更】

宣誓書	様式第5号、様式第9号		写	○
-----	-------------	--	---	---

※運営協議会では、合意するか否かを判断するため、1ヶ月ほどの日数が掛かります。また、届出書は、岡山県担当課への届出と同時に、届出の報告を運営協議会へ行う必要があります。

なお、次の場合は、岡山県担当課への届出事項ではありませんが、各団体で次の書類を作成し、適切に管理してください。

- |                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 1 運転者の追加・・・                     | ①運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿【様式第4号】<br>②運転者台帳【参考様式第8号】 |
| 2 運行管理体制の変更・・・                  | ①運行管理体制を記載した書類【様式第7号】                         |
| 3 利用登録者の追加(旅客の範囲が変わらない場合に限る)・・・ | ①旅客名簿等【参考様式第八号①②】                             |

(5)更新登録申請の際に提出する書類一覧

市町村から旅客の移送の依頼を受け、運営協議会に協議申請をし、合意が得られた後に、岡山県担当課に登録申請してください。

書類の種類別	様式番号	市町村提出書類	運営協議会提出書類	岡山県担当課提出書類
福祉有償運送の更新登録に係る協議書面の交付申請について	県様式10		○	
旅客名簿等	参考様式第八号①②		○	写
福祉有償運送実施計画書	県様式2		○	写
福祉有償運送に係る職員名簿	県様式3		○	写
福祉有償運送の対価	県様式4		○	写
広報資料(利用者向けパンフレット等)			○	写
登録証(原本)			写	○
自家用有償旅客運送の更新登録の申請	様式第2-2号		写	○
※定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員名簿 【認可地縁団体、営利を目的としない法人格を有しない社団の場合】 ・団体規約 ・告示事項証明書(認可地縁団体の場合) ・役員名簿(認可地縁団体の場合) ・社団の代表者を定める書類(法人格を有しない社団の場合)			写	○
宣誓書	様式第3号		写	○
地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類	様式第2-5号 (運営協議会から交付)		写	○
自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類 ・自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧 ・自動車検査証の写 ・契約書又は使用承諾書の写	参考様式第イ号  記入例		写	写
自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧	参考様式第ロ号		写	○
任意保険証の写			写	写
運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿	様式第4号		写	○
運転免許証の写			写	写
道路運送法施行規則第51条16に定める資格を証するもの ・国土交通大臣が認定する「福祉有償運送運転者講習」又は「ケア輸送サービス従事者研修」の修了証  【セダン型車両を導入する場合、以下のいずれかを提出】 ・介護福祉士の登録証 ・国土交通大臣が認定する「セダン等運転者講習」の修了証 ・免許状等の写(国土交通大臣が認める資格・要件等を備えている者) ・ケア輸送サービス従事者研修の修了証 ・介護員養成研修の修了証			写	写
運行管理の責任者 就任承諾書	様式第6号		写	○
運行管理の体制等を記載した書類 (車両を5台以上保有する場合、「Ⅱ 福祉有償運送の登録要件 8 管理運営体制」で示す①～③のいずれかを証する書類を添付)	様式第7号		写	○
旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面 ・任意保険の契約申込書の写又は見積書の写 【上記の提出が困難な場合】 ・宣誓書	様式第8号		写	写

※更新前後において内容に変更がない場合は、添付を省略することができます。

(6)事業を廃止する際に提出する書類一覧

廃止後30日以内に、岡山県担当課、運営協議会及び依頼書を受けた市町村に届出してください。

書類の種類別	様式番号	市町村提出書類	運営協議会提出書類	岡山県担当課提出書類
福祉有償運送開始(廃止)届	県様式5	○		
	県様式6		○	
廃止届出書	県様式12		写	○
登録証				○

・様式一覧表

様式番号	名称	ページ
様式第2-1号	自家用有償旅客運送の登録の申請書	19-20
様式第2-2号	自家用有償旅客運送の更新登録の申請	21-22
様式第2-3号	自家用有償旅客運送の変更登録の申請	23-24
様式第2-4号	自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書	25-26
様式第2-5号 (運営協議会から交付)	地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類	27
様式第2-6号	福祉有償運送に係る事業用自動車の持ち込み実績報告書	28
様式第3号	宣誓書	29
様式第4号	運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿	30
様式第5号	宣誓書	31
様式第6号	運行管理の責任者 就任承諾書	32
様式第7号	運行管理の体制等を記載した書類	33-34
様式第8号	宣誓書	35
様式第9号	宣誓書	36
第6号様式	自家用有償旅客運送輸送実績報告書	37
県様式1	福祉有償運送の登録に係る協議書面の交付申請について	38
県様式2	福祉有償運送実施計画書	39-40
県様式3	福祉有償運送に係る職員名簿	41
県様式4	福祉有償運送の対価	42
県様式5	福祉有償運送開始(廃止)届	43
県様式6	福祉有償運送開始(廃止)届	44
県様式7の1	福祉有償運送に係る運行実績報告書の提出について	45
県様式7の2	福祉有償運送に係る運行実績報告書	46-47
県様式7の2(記入例)	福祉有償運送に係る運行実績報告書	48-49
県様式8	福祉有償運送の変更登録の申請に係る協議について	50
県様式9	福祉有償運送に係る登録事項変更届出について	51
県様式10	福祉有償運送の更新登録に係る協議書面の交付申請について	52
県様式11	福祉有償運送の旅客から収受する対価の変更に課係る協議について	53
県様式12	廃止届出書	54
県参考1	自家用有償旅客運送登録申請書 証紙貼付書	55
県参考2	地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書面に係る交付書	56
県参考3	移動に制約のある住民の福祉有償運送について(協力依頼書)	57
県参考4 (市町村から交付)	移動に制約のある住民の福祉有償運送について(依頼)	58
参考様式第イ号	自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧	59
記入例	契約書又は使用承諾書の写	60-61
参考様式第ロ号	自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧	62
参考様式第八号①②	旅客名簿等	63-64
参考様式第二号	安全な運転のための確認表	65-66
参考資料	安全な運転のための確認表・車両点検表	67
参考様式第ホ号	乗務記録	68
参考様式第ヘ号	運転者台帳	69
参考様式第ト号	運転者証	70
参考様式第チ号	自己の記録	71
参考様式第リ号	苦情処理簿	72
作成例	運送車における日々の確認チェック表(作成例)	73

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

↑ 運営協議会提出時には日付不要。  
 県担当課提出時は運営協議会で協議が  
 整った日以降の日付を記載。

名 称  
 住 所  
 代表者の氏名

## 自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第79条の2の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

3. 運送の区域

区 域	備 考

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置

### 5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
	所有	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	持込	( ) ※	( ) ※	( ) ※	( ) ※	( ) ※	( ) ※
	合計	( )	( )	( )	( )	( )	( )

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

### 6. 運送しようとする旅客の範囲

イ	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
ロ	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
ハ	障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
ニ	介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
ホ	介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
ヘ	介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
ト	その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

### 7. 運送の区域事の対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

### 8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

### 9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

↑ 運営協議会提出時には日付不要。  
 県担当課提出時は運営協議会で協議  
 が整った日以降の日付を記載。

名 称  
 住 所  
 代表者の氏名

## 自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

4. 運送の区域

区 域	備 考

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)		車いす車 (軽)		兼用車 (軽)		回転シート車 (軽)		セダン等 (軽)		合計 (軽)	
			※		※		※		※		※		※
	所有	( )		( )		( )		( )		( )		( )	
	持込	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	合計	( )		( )		( )		( )		( )		( )	

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

イ	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
ロ	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
ハ	障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
ニ	介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
ホ	介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
ヘ	介護保険法施行規則第140条の62の4第2号のる基準（基本チェックリスト）に該当する者
ト	その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 運送の区域事の対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿



令和 年 月 日

岡山県知事 殿

↑ 運営協議会提出時には日付不要。  
県担当課提出時は運営協議会で協議  
が整った日以降の日付を記載。

名 称  
住 所  
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の変更登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第 79 条の 7 及び同法施行規則第 51 条の 11 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

変更しようとする事項は旧の欄には従前の状況を全て記入してください。新の欄には今回変更になるものについて記入してください。

4. 変更しようとする事項

(1) 運送の区域

新	旧

(2) 運送の種別

新	旧

(3) 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別

新	
旧	

(4) 運送しようとする旅客の範囲（拡大する場合）

	新	旧
身 体 障 害 者		
精 神 障 害 者		
知 的 障 害 者		
要 介 護 認 定 者		
要 支 援 認 定 者		
基本チェックリスト該当者		
そ の 他		

行うものに○を付すものとする。

5. 変更予定期日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

名 称  
住 所  
代表者の氏名

## 自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項のうち軽微な事項の変更を行いましたので、道路運送法第 79 条の 7 及び同法施行規則第 51 条の 13 の規定に基づき、下記のとおり届出致します。

## 記

1. 名称、住所、代表者の氏名
2. 登録番号
3. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

4. 変更した事項

## (1) 名称、住所、代表者の氏名

	新	旧
法人の名称		
住 所		
代表者の氏名		

## (2) 自家用有償旅客運送の種別

(交通空白地有償運送又は福祉有償運送のうちいずれかを行わないこととする場合に限る)

新	旧

## (3) 運送の区域 (減少した場合に限る)

	運 送 の 区 域
新	
旧	

(4) 事務所の名称及び位置

	名 称	位 置
新		
旧		

(5) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称		所有 区分	寝台車 (軽)		車いす車 (軽)		兼用車 (軽)		回転シート車 (軽)		セダン等 (軽)		合 計 (軽)	
新		所有	( )		( )		( )		( )		( )		( )	
		持込	( )	※ ( )	( )	※ ( )	( )	※ ( )	( )	※ ( )	( )	※ ( )	( )	※ ( )
		合計	( )		( )		( )		( )		( )		( )	
旧		所有	( )		( )		( )		( )		( )		( )	
		持込	( )	※ ( )	( )	※ ( )	( )	※ ( )	( )	※ ( )	( )	※ ( )	( )	※ ( )
		合計	( )		( )		( )		( )		( )		( )	

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

(6) 運送しようとする旅客の範囲（縮小する場合に限る）

	新	旧
身 体 障 害 者		
精 神 障 害 者		
知 的 障 害 者		
要 介 護 認 定 者		
要 支 援 認 定 者		
基本チェックリスト該当者		
そ の 他		

行うものに○を付すものとする。

(7) 事業者協力型自家用有償旅客運送に係る協力事業者の氏名又は名称、住所

	新	旧
氏名又は名称		
住 所		

5. 変更をした日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

(名称) ※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、協議を行った関係者を列記すること

(対象市町村)

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

5. 調った協議の内容

(1) 運送の区域

(2) 旅客から収受する対価 (対価の内容を添付すること)

(3) 運送しようとする旅客の範囲

6. その他特記事項

令和 年 月 日

(協議会等の名称) 主宰者 ○○市長

※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、対象市町村の長

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

名 称  
住 所  
代表者の氏名

福祉有償運送に係る事業用自動車の持ち込み実績報告書（ 年度）

	日付	持込み者	車両登録番号	使用時間	理由
例	3月14日	〇〇交通	〇〇200 あ 123	〇時間	故障車両の代替
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

※ この報告書は、前年4月1日から本年3月31日の間に係る運行を受託している福祉有償運送において、事業用自動車を使用した分について記載すること。

岡山県知事 殿

## 宣 誓 書

当法人における役員全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

(年号) 年 月 日

名 称  
住 所  
代表者の氏名

印

(署名または押印)

## 運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1				種
2				種
3				種
4				種
5				種
6				種
7				種
8				種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。



岡山県知事 殿

## 宣 誓 書

当社が協力する事業者協力型自家用有償旅客運送においては、当社との雇用関係の有無にかかわらず、運転者が当該運送の運転者として就任することを承諾し、所要の運転免許証を所持し、道路運送法施行規則第51条の16第1項各号に掲げる要件を備えていることについて、当社が責任をもって確認することを宣誓致します。

(年号) 年 月 日

名 称  
住 所  
代表者の氏名

印

(署名または押印)

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

(年号) 年 月 日

住 所  
氏 名

㊟

(署名または押印)

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）	
-------------	--

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ ）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1					
2					
3					

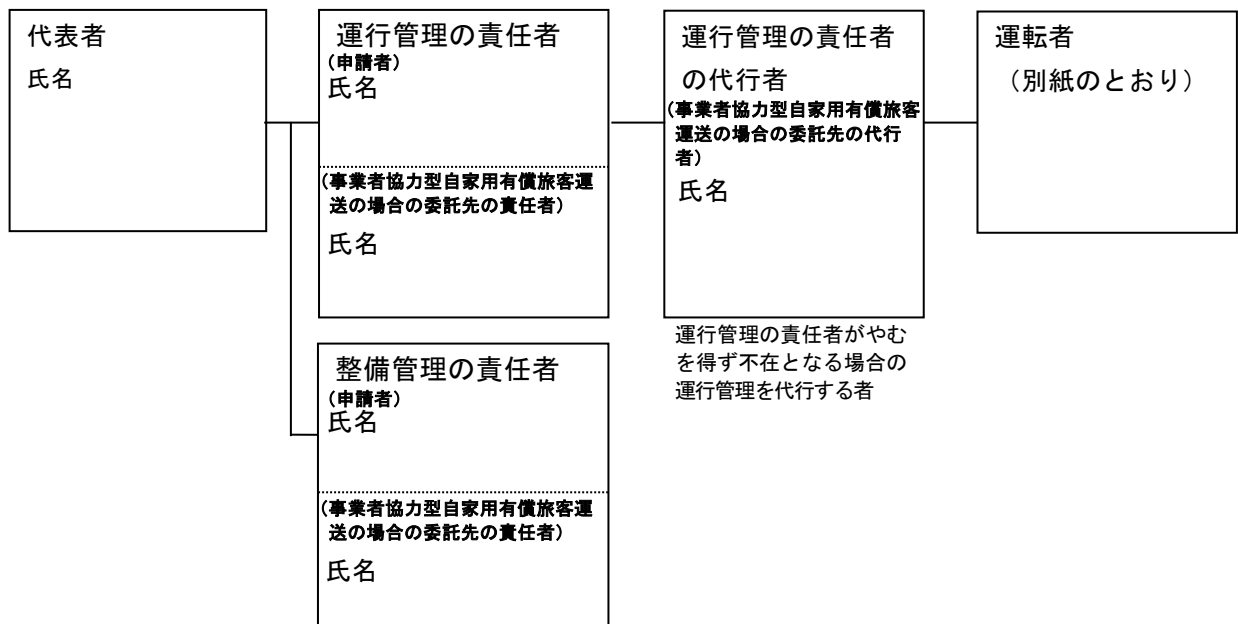
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

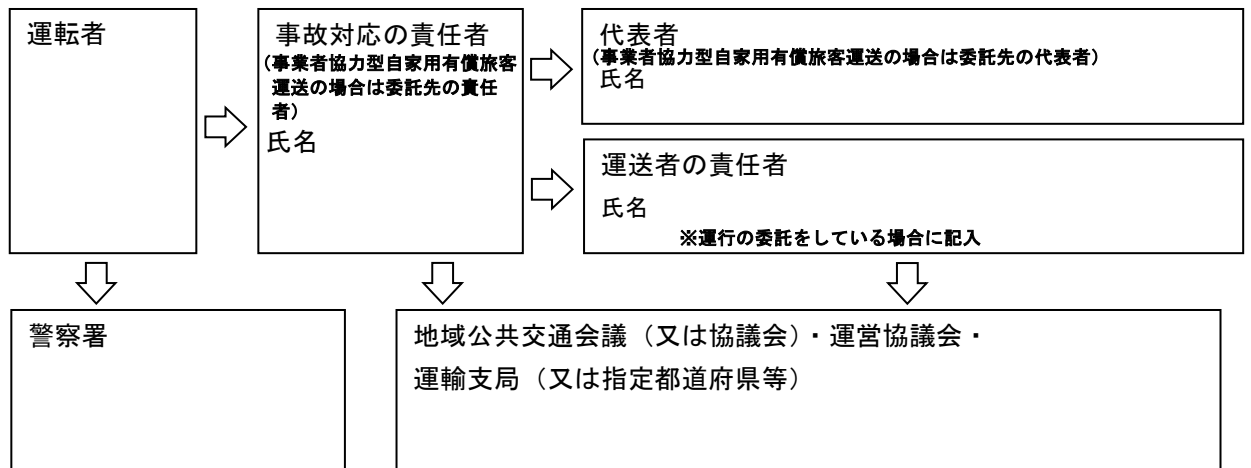
No	氏名	住所	協力
1			
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



## 2. 事故処理連絡体制



## 3. 苦情処理体制



(契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する)

様式第8号

岡山県知事 殿

## 宣 誓 書

道路運送法第79条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

### 記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	（無制限・万円）
対物保険（共済）	（無制限・万円）

（年号） 年 月 日

名 称  
住 所  
代表者の氏名

㊟

（署名または押印）

岡山県知事 殿

## 宣 誓 書

当社の協力する事業者協力型自家用有償旅客運送に使用する自動車については、道路運送法施行規則第51条の22に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に計画車両の全てが加入していることについて、契約申込書の写し、見積書等により、当社が責任をもって確認していることを宣誓致します。

(年号) 年 月 日

名 称  
住 所  
代表者の氏名

印

(署名または押印)

第6号様式 (第2条の2関係)

種別	福祉
----	----

自家用有償旅客運送輸送実績報告書 ( 年度)

岡山県知事 殿

住所  
 運送者名  
 代表者名 (役職名及び氏名)  
 電話番号

概況 ( 年3月31日現在)

		管轄区域内又は 指定都道府県等の区域内		全 国
自家用有償旅客運送自動車 数	寝台車 (両)	( )	( )	( )
	車いす車 (両)	( )	( )	( )
	兼用車 (両)	( )	( )	( )
	回転シート車 (両)	( )	( )	( )
	セダン等 (両)	( )	( )	( )
	バス (両)	( )	( )	( )
	計 (両)	( )	( )	( )
路線 (キロメートル) 又は運送の区域				
運送する旅客の範囲及び数	身体障害者	イ		
	精神障害者	ロ		
	知的障害者	ハ		
	要介護認定者	ニ		
	要支援認定者	ホ		
	基本チェックリスト該当者	ヘ		
	その他	ト		
	計			

輸送実績 (前年4月1日から本年3月31日まで)

		管轄区域内又は 指定都道府県等の区域内		全 国
走行キロ (キロメートル)				
輸送人員 (人) 又は運送回数 (回)				
運送収入 (千円)				

事故件数 (前年4月1日から本年3月31日まで)

		管轄区域内又は 指定都道府県等の区域内		全 国
交通事故件数				
重大事故件数				
死者数				
負傷者数				

- 備考
- 種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。
  - 管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の欄については、運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域ごと又は指定都道府県等の区域ごとに、当該運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の交通空白有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の区域別に記載すること。また、輸送実績及び事故件数については、当該運送の区域内にある全ての事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。
  - 全国の欄にあつては登録を受けた全ての運送の区域における交通空白有償運送又は福祉有償運送について記載すること。
  - 自家用有償旅客運送自動車数の欄の ( ) には、軽自動車数を記載すること。
  - 運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第3号イからトまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
  - 輸送人員又は運送回数については、路線を定めて行う場合に於ては輸送人員を、運送の区域を定めて行う場合に於ては運送回数を記載すること。
  - 交通事故とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
  - 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条をいう。

【県様式 1】

令和 年 月 日

岡山県〇〇県民局長  
又は 殿  
運営協議会を主宰する市町村長  
(〇〇地区福祉有償運送運営協議会事務局)

法人・団体名称  
住 所  
代表者の氏名

福祉有償運送の登録に係る協議書面の交付申請について

福祉有償運送事業を始めるにあたり、登録申請を行う予定なので、貴協議会における協議を了した旨の書面を交付願いたく、別添のとおり必要書類を提出します。

記

1 事務所の名称、住所

2 運送の区域

業務担当者

TEL

E-mail

※必ず連絡がとれるアドレスを記載してください。



## 福祉有償運送実施計画書

記入年月日 令和 年 月 日

法人・団体の名称		地区	地区 運営協議会
法人・団体の所在地			
事務所の名称			
事務所の所在地			
連絡先※	電話番号		
	E-mail		
介護保険による事業の実施		a 実施していない	b 実施している <input type="text" value="事業名"/>
総合支援法による事業の実施		a 実施していない	b 実施している <input type="text" value="事業名"/>

※連絡先には、福祉有償運送を実施している事務所の電話番号およびメールアドレスを記入してください。

## 1 使用車両数 \_\_\_\_\_ 台

内訳

車種	排気種別	台数	車いす定員	一般席定員	使用権原(台数)※		
					法人所有		貸借契約
リフト	軽自動車				法人所有		貸借契約
	普通車				法人所有		貸借契約
スロープ	軽自動車				法人所有		貸借契約
	普通車				法人所有		貸借契約
リフトアップシート	軽自動車				法人所有		貸借契約
	普通車				法人所有		貸借契約
回転シート	軽自動車				法人所有		貸借契約
	普通車				法人所有		貸借契約
セダン等	軽自動車				法人所有		貸借契約
	普通車				法人所有		貸借契約

※使用権限の「法人所有」には、自動車検査証上「使用者」として登録されている場合を含む。

## 2 運転等従事者数

## 1 運転従事者数 \_\_\_\_\_ 人

内訳

普通第2種免許取得者	_____ 人	認定講習修了者	_____ 人
		ケア輸送従事者研修修了者	_____ 人

## 2 セダン等の自動車を使用する場合の運転手又は添乗者 \_\_\_\_\_ 人

内訳

要件	運転者	添乗者
介護福祉士の登録者	_____ 人	_____ 人
セダン等運転講習修了者	_____ 人	_____ 人
ケア輸送従事者研修修了者	_____ 人	_____ 人
介護員養成研修修了者	_____ 人	_____ 人

3 利用登録者数 \_\_\_\_\_ 人

依頼を受けた市町村名	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村	合計
イ身体障害者						
ロ精神障害者						
ハ知的障害者						
ニ要介護認定者						
ホ要支援認定者						
ヘ基本チェックリスト該当者						
トその他						
計	人	人	人	人	人	人

4 運送の区域

新登録区域	既登録区域
-------	-------

5 運行内容(パンフレットを添付すること)

運行する日(曜日を記入)	
運行時間帯	
年間の運休期間	a 無      b 有 <input type="text" value="運休期間"/>
運行内容	a 通院    b 通学    c 通所    d 買物    e 理美容
	f 集会    g 行事    h 行楽
	I その他(具体的に)
予約受付期間	(      ) 日前までに    受付時間
予約受付方法 (番号・アドレスを記入)	a 電話    b FAX    c 電子メール    d その他(具体的に)
複数乗車の実施	実施なし    実施する(複数乗車の取扱い・料金の取扱いを添付する)

6 料金

(例)



1 運賃

運賃の換算方法(上記A部分)	a 距離制運賃(料金表を添付)      b 時間制運賃(料金表を添付)
待機料金(上記B部分)	a 無      b 有(料金表を添付)
運賃の收受方法	a 乗車ごとに收受      b 一月分まとめて請求

待機: 目的地で同行や介助を行うのではなく、利用者の都合により待機する場合

2 その他の料金(料金表がある場合は添付すること)

介助に関する料金	a 無      b 有(具体的に)
その他の料金(具体的に)	

## 福祉有償運送に係る職員名簿

No	氏名	担当業務 (運行管理、整備 管理、運転等)	福祉有 償運送 業務 (専任・ 兼務) (注1)	法人・団体内の勤務形態		法人・団体以外に就業し ている場合の勤務形態 (自営業以外の場合)	
				1ヶ月の 勤務日数	勤務時間帯 (夜勤の有無)	1ヶ月の 勤務日数	勤務時間帯 (夜勤の有無)

注1：法人・団体内で福祉有償運送業務のみ担当している職員は専任、他の業務も担当している職員は兼務と記入してください。

## 福祉有償運送の対価

法人・団体の名称

## 距離制運賃

1. 設定しない

2. 設定する(下記のとおり)

距離	1kmまで	2kmまで	3kmまで	4kmまで	5kmまで
運賃	円	円	円	円	円

距離	6kmまで	7kmまで	8kmまで	9kmまで	10kmまで
運賃	円	円	円	円	円

距離	11kmまで	12kmまで	13kmまで	14kmまで	15kmまで
運賃	円	円	円	円	円

距離	16kmまで	17kmまで	18kmまで	19kmまで	20kmまで
運賃	円	円	円	円	円

距離	21kmまで	22kmまで	23kmまで	24kmまで	25kmまで
運賃	円	円	円	円	円

距離	26kmまで	27kmまで	28kmまで	29kmまで	30kmまで
運賃	円	円	円	円	円

距離	以後、1kmまでを越えるごとに
運賃	円加算

## 時間制運賃

1. 設定しない

2. 設定する(下記のとおり)

時間	30分まで	1時間まで	1時間30分まで	2時間まで	2時間30分まで
運賃	円	円	円	円	円

時間	3時間まで	3時間30分まで	4時間まで	4時間30分まで	5時間まで
運賃	円	円	円	円	円

時間	5時間30分まで	6時間まで	6時間30分まで	7時間まで	7時間30分まで
運賃	円	円	円	円	円

時間	8時間まで	以後、1時間ごとに
運賃	円	円加算

## 時間制部分(待料金)

1. 設定しない

2. 設定する(下記のとおり)

時間	5分まで	5分を越え10分まで	10分を越え15分まで	15分を越え20分まで	20分を越え25分まで
運賃	無料	円	円	円	円

時間	25分を越え30分まで	30分を越え35分まで	35分を越え40分まで	40分を越え45分まで	45分を越え50分まで
運賃	円	円	円	円	円

時間	50分を越え55分まで	55分を越え60分まで	60分を越え65分まで	65分を越え70分まで	70分を越え75分まで
運賃	円	円	円	円	円

時間	75分を越え80分まで	80分を越え85分まで	85分を越え90分まで	90分を越え95分まで	95分を越え100分まで
運賃	円	円	円	円	円

時間	100分を越え105分まで	105分を越え110分まで	110分を越え115分まで	115分を越え120分まで	以後、15分を越えるごとに
運賃	円	円	円	円	円加算

令和 年 月 日

市町村長 殿

法人・団体名称  
住 所  
代表者の氏名

福祉有償運送開始（廃止）届

このたび、福祉有償運送を次のとおり開始（廃止）するので届出します。

記

- 1 福祉有償運送登録の有効期間  
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
- 2 有償運送開始（廃止）の日  
令和 年 月 日  
廃止の場合はその理由：
- 3 添付書類 ※廃止の場合は不要  
登録証（写）

令和 年 月 日

岡山県〇〇県民局長  
又は 殿  
運営協議会を主宰する市町村長  
(〇〇地区福祉有償運送運営協議会事務局)

法人・団体名称  
住 所  
代表者の氏名

福祉有償運送開始（廃止）届

このたび、福祉有償運送を次のとおり開始（廃止）するので届出します。

記

- 1 福祉有償運送登録の有効期間  
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
- 2 福祉有償運送開始（廃止）の日  
令和 年 月 日  
廃止の場合はその理由：
- 3 添付書類 ※廃止の場合は不要  
登録証（写）

令和 年 月 日

岡山県〇〇県民局長

又は 殿

運営協議会を主宰する市町村長

(〇〇地区福祉有償運送運営協議会事務局)

法人・団体名称

住 所

代表者の氏名

福祉有償運送に係る運行実績報告書の提出について

このことについて、別添のとおり報告書を提出します。

記

1 提出先地区名

2 事務所の名称等

(名称)

(所在地)

(担当者名)

(TEL)

3 報告対象期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月

4 特記事項 (どちらかに○をする)

(事故) 有 ・ 無

(苦情) 有 ・ 無

(その他) 有 ・ 無

福祉有償運送報告書

法人・団体名称							地区	地区運営協議会	
法人・団体所在地									
事業所名称									
事業所所在地									
初度許可取得	平成	年	月	日	事業開始	平成	年	月	日
事業報告期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日( 日間)

登録内容

項目		直近申請時	現在
福祉車両	リフト		
	スロープ		
	リフトアップシート		
	回転シート		
セダン等		台	台
車両総計		0 台	0 台
運転者	2種免許取得者		
	認定講習修了者		
	ケア輸送研修修了者		
	計	0 人	0 人
セダン等添乗者	介護福祉士・ヘルパー	人	人
	セダン講習修了者等	人	人
	介護福祉士・ヘルパー	人	人
	セダン講習修了者等	人	人

依頼を受けた市町村		市町村		市町村		市町村		市町村		合計	
項目		直近申請時	現在	直近申請時	現在	直近申請時	現在	直近申請時	現在	直近申請時	現在
イ	身体障害者									0	0
ロ	精神障害者									0	0
ハ	知的障害者									0	0
ニ	要介護認定者									0	0
ホ	要支援認定者									0	0
ヘ	基本チェックリスト該当者									0	0
ト	その他									0	0
その他の障害の内訳										0	0
①	身体障害者(イの認定者除く)									0	0
②	精神障害者(ロの認定者除く)									0	0
③	知的障害者(ハの認定者除く)									0	0
④	その他									0	0
計										0	0

※ 「運転者」欄には、セダン等を運転等する運転者も含めた運転者全員を計上すること。  
 ※ 「セダン等運転者等」には、セダン等の車両を運転等する場合に必要な要件を満たしている運転者及び添乗者の人数を該当の欄に計上すること。(ケア輸送サービス従事者研修修了者は、セダン講習修了者等に計上。)  
 ※ 旅客区分が複数に該当する人については、イロハ順を優先順位として該当欄に記載し、重複しないようにすること。(例 「イ 身体障害者」と「ニ 要介護認定者」に該当する場合、「イ 身体障害者」の欄に記載する。)

運行内容

月別件数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	備考
予約	対応件数							0	予約を受けられなかった理由
	上記のうち、セダン等による対応件数							0	
	断った件数							0	
	キャンセル件数							0	
	計	件	件	件	件	件	件	件	
利用者(実人員)	イ 身体障害者							0	
	ロ 精神障害者							0	
	ハ 知的障害者							0	
	ニ 要介護認定者							0	
	ホ 要支援認定者							0	
	ヘ 基本チェックリスト該当者							0	
	ト その他障害者							0	
	計	人	人	人	人	人	人	人	
介助者	人	人	人	人	人	人	人		
用途	通院							0	
	通学							0	
	通所							0	
	買物等	0	0	0	0	0	0	0	
	計	件	件	件	件	件	件	件	
	0	0	0	0	0	0	0		



月別件数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	備考
運送の対価(運賃(待ち料金を含む))の収受金額合計		円	円	円	円	円	円	円	0
総運行距離		km	km	km	km	km	km	km	0
運転者	実人員	人	人	人	人	人	人		
	延人員	人	人	人	人	人	人	人	0
事故の有無		無							
		有 参考様式第子号を添付							
苦情の有無		無							
		有 参考様式第リ号を添付							
その他(運営上の問題点等)									

<記入上の注意>

- ①予約の対応件数については、実際に運行に至った件数のみ計上してください。  
(対応件数は、運行件数と一致する。)
- ②利用者は実人員を記載してください。  
利用者が同一の場合、月に何回利用しても「1」でカウントする。
- ③用途(延件数)については、次によりカウントすること。
  - ・利用者に複数の用途がある場合は主な用途で1件とする。
  - ・複数乗車の場合は、利用者ごと1件でカウントする。

福祉有償運送報告書

【県様式7の2 記入例】

法人・団体名称	〇〇〇〇	地区	〇〇 地区運営協議会
法人・団体所在地	〇〇市〇〇△△-□□	地区	
事業所名称			
事業所所在地			
初度許可取得	平成 〇年 〇月 〇日	事業開始	平成 〇年 〇月 〇日
事業報告期間	令和 〇年 〇月 〇日 ~ 令和 〇年 〇月 〇日 ( 〇〇 日間)		

登録内容

項目	直近申請時	現在
福祉車両		
リフト	1	1
スロープ	2	3
リフトアップシート		
回転シート		
セダン等	台	1台
車両総計	3台	5台
運転者		
2種免許取得者	1	1
認定講習修了者	3	5
ケア輸送研修修了者		
計	4人	6人
運転者等		
運転者	人	人
添乗者	人	2人
添乗者	人	人
添乗者	人	1人

項目	〇〇〇市町村		〇〇〇市町村		〇〇〇市町村		〇〇〇市町村		合計	
	直近申請時	現在	直近申請時	現在	直近申請時	現在	直近申請時	現在	直近申請時	現在
イ 身体障害者	10	10	10	10					20	20
ロ 精神障害者									0	0
ハ 知的障害者									0	0
ニ 要介護認定者	10	10	10	20					20	30
ホ 要支援認定者	10	20							10	20
ヘ 基本チェックリスト該当者									0	0
ト その他									0	0
その他の障害の内訳									0	0
① 身体障害者(イの認定者除く)									0	0
② 精神障害者(ロの認定者除く)									0	0
③ 知的障害者(ハの認定者除く)									0	0
④ その他									0	0
計	30	40	20	30					50	70

「直近申請時」は、前回の更新申請(登録申請)時の数値を記入する。(前回の6ヶ月報告時の数値ではない。)

※ 「運転者」欄に計上した運転者のうちセダン等の運転要件を備えた運転者を掲載して下さい。

※ 「運転者」欄に計上した運転者のうちセダン等の運転要件を備えた運転者も含まれた運転者全員を計上すること。

※ 「利用者が同一の場合月に何回利用しても1でカウント」

※ 「1回の運行につき利用者に複数の用途がある場合は主な用途で1件とする(例)通院し、帰りに買い物」

※ 「イロハ順を優先順位として該当欄に記載し、重複しないようにすること。認定者」に該当する場合、「イ 身体障害者」の欄に記載する。)

運行内容

月別件数	実際に運行した件数						計	備考
	2月	1月	2月	3月	3月	3月		
対応件数	30	32	33	35	40	42	212	予約を受けられなかった理由
断った件数					2		7	対応件数は、運行件数と一致する。
キャンセル件数				1			1	
連絡があった件数	件	件	件	件	件	件	件	
計	31	33	36	36	42	42	220	
イ 身体障害者	2	2	3	5	5	5	22	相乗りの場合は利用者毎でカウント
ロ 精神障害者							0	
ハ 知的障害者							0	
ニ 要介護認定者	4	3	2	4	4	4	21	
ホ 要支援認定者	5	5	4	6	7	8	35	
ヘ 基本チェックリスト該当							0	
ト その他障害者							0	
計	11	10	9	15	16	17	78	
介助者							0	
通院	19	22	21	20	30	23	135	対応件数と合致する
通学							0	
通所		1	2	3	3	3	14	
買物等				12	7	16	63	
計				35	40	42	212	

月別件数		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	備考
運送の対価(運賃(待ち料金を含む))の収受金額合計		円 28,900	円 31,500	円 32,780	円 35,020	円 39,500	円 38,990	円 206,690	
総運行距離		km 150	km 180	km 195	km 180	km 218	km 221	km 1,144	
運転者	実人員	人 5	人 6	人 6	人 6	人 6	人 6		相乗り(△)とか往復利用を1件としてカウントする(+)ことがなければ運行件数と合致する。運行件数に近い数になる。
	延人員	人 30	人 32	人 33	人 35	人 40	人 42	人 212	
事故の有無		<input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 参考様式第子号を添付							
苦情の有無		<input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 参考様式第り号を添付							
その他(運営上の問題点等)									

<記入上の注意>

- ① 予約の対応件数については、実際に運行に至った件数のみ計上してください。  
(対応件数は、運行件数と一致する。)
- ② 利用者は実人員を記載してください。  
利用者が同一の場合、月に何回利用しても「1」でカウントする。
- ③ 用途(延件数)については、次によりカウントすること。
  - ・ 利用者に複数の用途がある場合は主な用途で1件とする。
  - ・ 複数乗車の場合は、利用者ごと1件でカウントする。

令和 年 月 日

岡山県〇〇県民局長  
又は 殿  
運営協議会を主宰する市町村長  
(〇〇地区福祉有償運送運営協議会事務局)

法人・団体名称  
住 所  
代表者の氏名

福祉有償運送の変更登録の申請に係る協議について

このたび、道路運送法第79条の7及び同法施行規則第51条の11の規定に基づき、登録事項の変更を行いたいので、必要書類を提出します。

記

- 1 事務所の名称、住所
- 2 変更事項
- 3 変更理由
- 4 添付書類
  - ・ 自家用有償旅客運送の変更登録の申請【様式第2-3号】(写)等

業務担当者 TEL
--------------

令和 年 月 日

岡山県〇〇県民局長  
又は 殿  
運営協議会を主宰する市町村長  
(〇〇地区福祉有償運送運営協議会事務局)

法人・団体名称  
住 所  
代表者の氏名

福祉有償運送に係る登録事項変更届出について

このたび、福祉有償運送の登録事項のうち軽微な事項の変更を行い、道路運送法第79条の7及び同法施行規則第51条の13の規定に基づき、岡山県知事に届出書を提出したので報告します。

記

1. 事務所の名称、住所
2. 登録番号
3. 変更事項
4. 添付書類  
自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書【様式第2-4号】(写)等

業務担当者 TEL
--------------

令和 年 月 日

岡山県〇〇県民局長  
又は 殿  
運営協議会を主宰する市町村長  
(〇〇地区福祉有償運送運営協議会事務局)

法人・団体名称  
住 所  
代表者の氏名

福祉有償運送の更新登録に係る協議書面の交付申請について

福祉有償運送事業に係る有効期間の満了にあたり、更新登録申請を行う予定なので、貴協議会における協議を終了した旨の書面を交付願いたく、別添のとおり必要書類を提出します。

記

- 1 事務所の名称、住所
  
- 2 運送の区域
  
- 3 登録期間満了日  
令和 年 月 日まで
  
- 4 添付書類  
・登録証等

業務担当者 TEL
--------------

令和 年 月 日

岡山県〇〇県民局長  
又は 殿  
運営協議会を主宰する市町村長  
(〇〇地区福祉有償運送運営協議会事務局)

法人・団体名称  
住 所  
代表者の氏名

福祉有償運送の旅客から収受する対価の変更に係る協議について

このたび、当法人が実施する福祉有償運送事業において旅客から収受する対価の変更を行うことについて、道路運送法施行規則第51条の15の規定に基づき、貴協議会の同意を受けたいので、必要書類を提出します。

記

- 1 事務所の名称、住所
- 2 変更理由
- 3 変更予定年月日  
令和 年 月 日
- 4 添付書類
  - ・福祉有償運送の対価【県様式4】(変更前と変更後が分かる書類)
  - ・広報資料(パンフレット等)

業務担当者 TEL
--------------

令和 年 月 日

岡山県知事

殿

住 所

名 称

代表者名

## 廃止届出書

このたび、自家用有償旅客運送について、次のとおり廃止しましたので、届け出ます。

### 記

1 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

2 登録番号

3 登録の有効期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

4 廃止の日

令和 年 月 日

(廃止の理由)

5 添付書類

登録証 (原本)



## 自家用有償旅客運送登録申請書 証紙貼付書

申請者の名称 \_\_\_\_\_

### 岡山県収入証紙貼付欄

※ 証紙は消印しないでください。

#### ○申請手数料

新規登録 15,000円

変更登録 3,000円

(以下の変更に該当する場合に限り手数料が必要となります)

※ 運送区域の増加拡大(当該市町村の区域内における運送区域の拡大を除く)

※ 自家用有償旅客運送の種別の拡大

ご不明な点は担当課へご確認ください。

※ 更新登録の手料は、不要です。

【県参考2】

令和 年 月 日

申請者 ○○ ○○ 殿

○○地区福祉有償運送運営協議会  
主宰者 ○○ ○○

地域公共交通会議等において協議が整ったことを証する書面に係る交付書

申請のあった自家用有償旅客運送については、地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要でとの協議が整ったので、次のとおり書類を交付します。

記

交付書面：運営協議会において協議が整ったことを証する書面

【県参考3】

令和 年 月 日

市町村長 殿

移動に制約のある住民の福祉有償運送について

移動に制約のある人の外出を支援するため、別紙のとおり福祉車両の有償運送を計画しています。

つきましては、この計画が適切と認められる場合には、貴市（町村）の移動に制約のある住民の有償運送を当法人に依頼していただくようお願いします。

記

旅客名簿等【参考様式第八号①②】

その他市町村が必要と認める書類

法人・団体の名称

住 所

代表者の氏名

(市町村から受ける依頼書の参考例)

【県参考4】

第 号

殿

移動に制約のある住民の福祉有償運送について（依頼）

本市（町村）の住民福祉の向上のため、貴団体の実施する道路運送法第78条第2号に基づく福祉有償輸送を次のとおり依頼します。

なお、運行にあたっては、常に安全な運行に努めるとともに、事故発生時には、速やかに連絡してください。

記

依頼する内容：本市（町村）に居住する移動に制約のある者の福祉有償運送

担 当 課：

連絡先電話番号：

令和 年 月 日

市 町 村 長

印

## 自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

## 【記入例】

(車両の使用者が運送主体の登録運転者として自己の使用する車両を使用する場合の参考例)

# 車両の無償使用に関する契約書

〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と、×××××××× (以下「乙」という。) は、甲の実施する自家用有償旅客運送において、(丙が所有し、) 乙の使用する車両を使用するにあたり、次のとおり契約を締結する。

### (基本原則)

- 第1条 甲は、自家用有償旅客運送を実施するにあたり、(丙が所有し、) 乙の使用する車両(車両の登録番号 「例：岡山△△あ 〇〇-〇〇」) を無償使用するものとし、乙は無償使用することを承諾する。
- 2 乙は、自家用有償旅客運送における趣旨を尊重し、甲の事業運営に重大な影響を及ぼさないよう最大限に配慮する。
- 3 この契約は、自家用有償旅客運送の取扱方針に基づき実施する。

### (使用期間)

- 第2条 前条に定めた車両の使用期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 2 前項に規定した期間満了後も双方異議がない場合は、更に1年間の期間延長をすることができるものとし、以後この例による。
- 3 使用期間の途中であっても、車両の買い換え等、乙の都合により契約の解除が必要な場合には、乙の申し出により契約を解除することができる。

### (損害賠償措置等)

- 第3条 甲は、この契約に基づく自家用有償旅客運送を行うにあたり、道路運送法施行規則第51条の22による損害を賠償する措置を講じておかなければならない。
- 2 甲は、甲の実施する自家用有償旅客運送において、自動車によって他人(搭乗者を含む)に加えた損害については、その賠償にあたり、車両にかけられている自賠責保険、任意保険及び甲が加入する損害保険を利用する。

※以下は、乙の加入する任意保険もしくは共済(搭乗者傷害を対象に含む者に限る)を利用する際には追加すること

- 3 ただし、甲は乙の加入する任意保険もしくは共済(搭乗者傷害を対象に含む者に限る)が、甲の実施する自家用有償旅客運送においても適用になること、対人賠償額が無制限、対物賠償額が1,000万円以上に加入していることを確認した上で使用することを承諾する。

(車両の点検整備等)

第4条 乙は、甲の行う事故防止、安全確保についての研修、講習等には率先して参加し、指示に従うとともに求められた報告等は確実にを行うものとする。

2 乙(丙)は、車両の日常点検及び定期点検を行い、福祉有償運送利用者に迷惑をかけないよう最善の配慮をするものとする。

3 乙は、運行にあたっては車両の乗車定員を厳守するとともに、自家用有償旅客運送にかかる車両であることを明確にするため、甲の指定した車両表示を行うものとする。

(事故等の対応)

第5条 乙(丙)は、常に安全管理に留意し、故障その他で事故の恐れがあるときは、直ちに適切な措置を取らなければならない。

2 乙は、運行に対する利用者からの苦情や改善案等の提案があったとき、または輸送活動中に事故が発生したときは、速やかに適切な対応を行うとともに、甲に報告しその指示に従わなければならない。

3 運行における責任並びに事故発生時における責任は甲が負うものとする。ただし、その原因が乙個人の責に帰する場合にあってはこの限りでない。

(協議事項)

第6条 この契約に定めのない事項、またはこの契約の各条項の解釈について疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

以上、この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所  
名 称  
代表者名

乙 住 所  
氏 名

(使用する車両の所有者が、運転者の同居親族である場合、以下に記載)

丙 住 所  
氏 名

車検証の使用者を記入します。

## 自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

番号	氏名	住所	免許区分	免許の種類	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					



# 旅客の名簿

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称

番号	氏名	住所	入会年月日	運送を必要とする理由						備考	
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ		ト
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

- イ 身体障害者
- ロ 精神障害者
- ハ 知的障害者
- ニ 要介護認定者
- ホ 要支援認定者
- ヘ 基本チェックリスト該当者
- ト その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）

### 身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

身体障害者		人 数	要介護認定者		人 数
6 級			要 介 護 1		
5 級			要 介 護 2		
4 級			要 介 護 3		
3 級			要 介 護 4		
2 級			要 介 護 5		
1 級			合計		
合計			要支援認定者		人 数
精神障害者		人 数	要 支 援 1		
3 級			要 支 援 2		
2 級			合計		
1 級			基本チェックリスト該当者		人 数
合計			合計		
知的障害者		人 数	その他の障害を有する者		人 数
軽 度			肢 体 不 自 由		
中 度			内 部 障 害		
重 度			知的障害（認定者を除く）		
合計			精神障害（認定者を除く）		
			そ の 他		
合 計			合 計		
総合計					

## 安全な運転のための確認表

令和	年	月	日	乗務前後	確認日時	実施方法	非対面の場合 の具体的方法	疾病	疲労	酒気 帯び	その他理由	アルコール 検知器の使用	運行の安全確保 のための指示内容	その他必要な事項	確認者
1				乗務前		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
				乗務後		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
2				乗務前		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
				乗務後		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
3				乗務前		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
				乗務後		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
4				乗務前		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
				乗務後		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
5				乗務前		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
				乗務後		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				

## 安全な運転のための確認表

令和	年	月	日	運転者氏名	乗務前後	確認日時	実施方法	非対面の場合 の具体的方法	疾病	疲労	酒気 帯び	その他理由	アルコール 検知器の使用	運行の安全確保 のための指示内容	その他必要な事項	確認者
6					乗務前		<input type="checkbox"/> 対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
					乗務後		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			
7					乗務前		<input type="checkbox"/> 対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
					乗務後		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			
8					乗務前		<input type="checkbox"/> 対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
					乗務後		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			
9					乗務前		<input type="checkbox"/> 対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
					乗務後		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			
10					乗務前		<input type="checkbox"/> 対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
					乗務後		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			



# 乗 務 記 録

日 付	
運 転 者 名	
自動車登録番号	

	会 員 名	付添人	発 地	主な経過地	着 地	運送に要した時間及び距離			收受した対価
						開 始	終 了	乗務距離	
1		人	( )			:	:		円
2		人	( )			:	:		円
3		人	( )			:	:		円
4		人	( )			:	:		円
5		人	( )			:	:		円
6		人	( )			:	:		円
7		人	( )			:	:		円
8		人	( )			:	:		円
9		人	( )			:	:		円
10		人	( )			:	:		円
11		人	( )			:	:		円
12		人	( )			:	:		円
13		人	( )			:	:		円
計		人							円

事故、著しい運行の遅延その他異常な状態が発生した場合の概要、原因

-----
-----
-----
-----
-----

自家用有償旅客運送者の名称	
作成番号	
作成年月日	

## 運 転 者 台 帳

氏名	生年月日	自家用有償旅客運送の運転者となった日	その他
住所			

運転免許証番号	有効期限	免許年月日	免許の種類
免許の条件			

### 講 習 等 の 受 講 歴

1. 道路運送法施行規則第51条の16第1項の講習（運転者講習）等

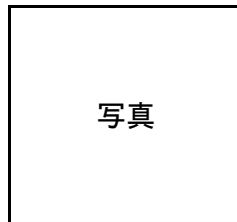
受講年月日	講習等の名称	備考
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

2. 道路運送法施行規則第51条の16第3項に定める講習又は資格の有無(セダン型自動車を運転する場合に必要となる講習等)

受講年月日	講習等の名称	訪問介護員等の資格
年 月 日		資格等の名称：
年 月 日		取得年月日：
年 月 日		

年 月 日	事故歴または道路交通法違反の状況	適性診断の受診等(規則第51条の16第2項)

健康状態	運転者でなくなった日	運転者でなくなった理由



作成番号	
作成年月日	令和 年 月 日

## 運 転 者 証

自家用有償旅客運送者の名称	
運 転 者 の 氏 名	
運 転 免 許 証 の 有 効 期 限	
道路運送法施行規則第51条の16第1項に掲げる要件	
道路運送法施行規則第51条の16第3項に掲げる要件	

団体の長の証明印

印



作成年月日	令和 年 月 日
-------	----------

# 事故の記録

事務所名	
------	--

運転者の氏名	自動車登録番号	事故の発生日時	事故の当事者 (運転者を除く)
事故の発生場所			
事故の概要 (損害の程度、人身・物損の別、実車・回送の別等)			
事故の原因			
再発防止対策			

# 苦 情 処 理 簿

事務所名

受 付 者

申 告 者	申 告 者	
	住 所	
	連 絡 先	
(申告内容)		
(原因究明の結果)		処理担当者 :
(苦情に対する弁明の内容)		処理担当者 :
(改善措置)		処理担当者 :

## 運送者における日々の確認チェック表(作成例)

### 1 運行管理

#### ①安全な運転のための確認表(点呼簿)

- 点呼者(運行管理責任者)、点呼方法(原則として対面、対面が困難な時には電話で確認)に留意し、運行前に必ず実施すること。
- 点呼の都度、点呼簿に記入し、確認者印を押すこと。

#### ②乗務記録(運転日報)

- もれのないよう記載すること。(車両番号、乗車距離、収受料金)

#### ③運転者台帳

- 運転者の要件を満たしていること。
- 台帳の免許証の写しは、更新の都度貼り替えること。
- 講習等受講歴欄は、もれのないよう記入すること。

#### ④旅客の名簿

- 利用者の登録を行う場合、運送の対象要件に合致しているかを判断し、もれのないように名簿に記載すること。
- 名簿は電子データだけでなく、印刷したものを管理すること。
- 名簿は、個人情報保護の観点から適切に管理すること。

#### ⑤苦情処理簿

- 苦情処理の体制を整えること。
- 苦情等が無い場合も、様式を整備すること。

#### ⑥事故の記録

- 事故処理の体制を整えること。
- 事故等が無い場合も、様式を整備しておくこと。
- 事故等があった場合は、岡山県担当課への届出、運転者に適性診断を受診させるなど迅速に対応すること。

### 2 車両管理

#### ①車両登録簿

- 登録簿を作成し、車検証の写しを添付しておく。
- 車検を受けた時は、更新後の車検証の写しを添付する。

#### ②車両点検表

- 点検表を車両ごとに作成し、点検者印を押すこと。

### 3 表示関係

#### ①自動車表示

- 運送者の名称、「有償運送車両」の文字、登録番号(横書きで一文字の大きさ一辺5cm以上)を車体の両側に表示する。

#### ②車内表示

- 料金表は、利用者にわかりやすいように車内に掲示すること。
- 運転者証は、運送時に利用者に見えやすいように車内のダッシュボード付近に掲示等すること。
- 登録証の写しを車内に備え置くこと。

### 4 その他

#### ①運送の対価(利用料金)の収受状況

- 対価の収受(乗車料金、複数乗車、待機料金、迎車回送料金等)を適切に行うこと。
- タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことを煽らないこと。

#### ②利用者への連絡窓口の周知状況

- パンフレットを作成し、利用者に連絡窓口を周知すること。

## 地区福祉有償運送運営協議会管内市町村一覧

市町村名	主宰者	協議会	事務局	電話番号
岡山市	岡山市	岡山市・ 玉野市・ 瀬戸内市・ 吉備中央町 (3市1町)	岡山市役所 障害福祉課	086-803-1235
玉野市	玉野市		玉野市役所 福祉政策課	0863-32-5556
瀬戸内市	瀬戸内市		瀬戸内市役所 福祉課	0869-26-5943
吉備中央町	吉備中央町		吉備中央町 福祉課	0866-54-1317
備前市	備前市	備前市・ 赤磐市・ 和気町 (2市1町)	備前市 社会福祉課	0869-64-1824
赤磐市	赤磐市		赤磐市 社会福祉課	086-955-1115
和気町	和気町		和気町 健康福祉課	0869-93-3681
倉敷市 総社市 早島町	岡山県	倉敷地区 (3市町)	岡山県備中県民局 福祉振興課	086-434-7056
笠岡市 井原市 浅口市 里庄町 矢掛町	岡山県	井笠地区 (5市町)	岡山県備中県民局 福祉振興課	086-434-7056
高梁市	高梁市	高梁地区 (1市)	高梁市役所福祉課	0866-21-0265
新見市	新見市	新見地区 (1市)	新見市役所福祉課	0867-72-6126
真庭市	真庭市	真庭市 (1市)	真庭市役所福祉課	0867-42-1581
新庄村	新庄村	新庄村 (1村)	新庄村役場 住民福祉課	0867-56-2646
津山市 鏡野町 久米南町 美咲町	岡山県	津山地区 (4市町)	岡山県美作県民局 福祉振興課	0868-23-1298
美作市 勝央町 奈義町 西粟倉村	岡山県	勝英地区 (4市町村)	岡山県美作県民局 福祉振興課	0868-23-1298

## 福祉有償運送の問合せ窓口

### 《制度に関する問合せ》

岡山県保健福祉部障害福祉課

TEL : 086-226-7362

FAX : 086-224-6520

Mail: shofuku@pref.okayama.lg.jp

### 《申請や届出等に関する問合せ》

岡山県県民生活部県民生活交通課

TEL : 086-226-7291

FAX : 086-232-5354

Mail: kotsuseisaku@pref.okayama.lg.jp